

日本臨床肛門病学会 技能認定制度規則

第 1 章 総 則

第 1 条 (目的) この制度は日本臨床肛門病学会（以下、本学会と略記）の医師である会員の肛門病学における研究、教育及び診療の向上を図るとともに、これを介して国民の健康と福祉に寄与することを目的とする。

第 2 条 (認定) 本学会は前条の目的を達成するために技能認定制度委員会を設置し、この規則に従って臨床肛門病認定医（以下、認定医と略記）、臨床肛門病技能認定医（以下、技能認定医と略記）、臨床肛門病技能指導医（以下、技能指導医と略記）ならびに臨床肛門病技能認定施設（以下、認定施設と略記）を認定する。

第 2 章 技能認定制度委員会

第 3 条 (業務) 技能認定制度に関するすべての問題を検討する。

2. 認定医、技能認定医、技能指導医ならびに認定施設を審査し、理事長に答申する。

第 4 条 (選出) 理事長は理事会の議を経て、評議員の中から技能認定制度委員会の委員長および委員若干名を選出する。

第 5 条 (任期) 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げないが継続 8 年を越えない。

第 6 条 (欠員の補充) 委員に欠員が生じたときは、理事長が理事会の議を経てその補充を行う。補充によって選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 3 章 認定医の申請資格

第 7 条 (申請資格) 認定医の認定を申請する者は次の全ての条件を満たす必要がある。

- 1) 日本国医師免許証を有する。
- 2) 申請時に継続 3 年以上本学会会員であること。
- 3) 本学会認定施設において本学会技能修練カリキュラムに準じた診療実績の経験があること。

第 4 章 認定医の認定方法

第 8 条 (申請方法) 認定医申請者は次の各号に定める申請書類の正本一通およびそのコピー一通を技能認定制度委員会に提出し、手数料を納付する。

- 1) 認定医申請書
- 2) 日本国の医師免許証（写）
- 3) 診療実績および業績目録

第 9 条（審査） 技能認定制度委員会は毎年 1 回申請書類によって申請者の認定医としての適否を審査する。

第 10 条（認定及び認定証の交付） 理事長は技能認定制度委員会の審査結果を受け、理事会の議を経て認定医として認定し、その者に対して、認定証を交付する。

2. 認定料を納付すべきものとする。
3. 認定証の有効期間は交付の日から 5 年とする。

第 5 章 認定医の資格喪失

第 11 条（資格喪失） 次の各号に該当する者は技能認定制度委員会ならびに理事会の議を経て認定医の資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付して認定医としての資格を辞退したとき。
- 2) 本学会会員としての資格を喪失したとき。
- 3) 申請書に虚偽が認められ、申請条件を満たしていないことが判明したとき。
- 4) その他、認定医として不適当と認められたとき。

第 12 条（復活、再申請） やむをえない事情により取り消された認定医資格は審査の上復活を認めることがある。

2. 前条第 3 号によって取り消された者は原則として 5 年間再申請できない。

第 6 章 技能認定医の申請資格

第 13 条（申請資格） 技能認定医の認定を申請する者は次の全ての条件を満たす必要がある。

- 1) 本学会の会員であること。
- 2) 本学会の認定医を取得してから 3 年以上、経過していること。
- 3) 本学会技能修練カリキュラムに準じた診療実績の経験があること。
- 4) 日本大腸肛門病学会の大腸肛門病専門医の資格を有すること

第 7 章 技能認定医の認定方法

第 14 条（申請方法） 技能認定医申請者は次の各号に定める申請書類の正本一通およびそのコピー一通を技能認定制度委員会に提出し、手数料を納付する。

- 1) 技能認定医申請書
- 2) 認定医認定証(写)

- 3) 診療実績および業績目録
- 4) 手術ビデオ
- 5) 大腸肛門病専門医の認定証（写）

第 15 条（審査） 技能認定制度委員会は毎年 1 回申請書類および申請者自身の提出した手術ビデオによって申請者の技能認定医としての適否を審査する。

第 16 条（認定及び認定証の交付） 理事長は技能認定制度委員会の審査結果を受け、理事会の議を経て技能認定医として認定し、その者に対して技能認定医認定証を交付する。

2. 認定料を納付すべきものとする。
3. 認定証の有効期間は交付の日から 5 年とする。

第 8 章 技能認定医の資格喪失

第 17 条（資格喪失） 次の各号に該当する者は技能認定制度委員会ならびに理事会の議を経て技能認定医の資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付して技能認定医としての資格を辞退したとき。
- 2) 本学会会員としての資格を喪失したとき。
- 3) 申請書に虚偽が認められ、申請条件を満たしていないことが判明したとき。
- 4) その他、技能認定医として不適当と認められたとき。

第 18 条（復活、再申請） やむをえない事情により取り消された技能認定医資格は審査の上復活を認めることがある。

2. 前条第 3 号によって取り消された者は原則として 5 年間再申請できない。

第 9 章 技能指導医の申請資格

第 19 条（申請資格） 技能指導医の認定を申請する者は次の全ての条件を満たす必要がある。

- 1) 本学会の会員であること。
- 2) 技能認定医を取得してから 5 年以上、経過していること。
- 3) 本学会技能修練カリキュラムに準じた診療実績を有していること。
- 4) 業績として筆頭者としての学会発表もしくは学術論文を有すること。

第 10 章 技能指導医の認定方法

第 20 条（申請方法） 技能指導医申請者は次の各号に定める申請書類の正本一通およびコピー一通を技能認定制度委員会に提出し、手数料を納付する。

- 1) 技能指導医申請書
- 2) 診療実績および業績目録

3) 技能認定医認定証（写）

4) 手術ビデオ

第 21 条（審査） 技能認定制度委員会は毎年 1 回申請書類および申請者自身の提出した手術ビデオによって申請者の指導医としての適否を審査する。

第 22 条（認定及び認定証の交付） 理事長は技能認定制度委員会の審査結果を受け、理事会の議を経て技能指導医として認定し、その者に対して技能指導医認定証を交付する。

2. 認定料を納付すべきものとする。

3. 認定証の有効期間は交付の日から 5 年とする。

第 11 章 技能指導医の資格喪失

第 23 条（資格喪失） 次の各号に該当する者は技能認定制度委員会ならびに理事会の議を経て、技能指導医の資格を喪失する。

1) 正当な理由を付して技能指導医としての資格を辞退したとき。

2) 本学会会員としての資格を喪失したとき。

3) 申請書に虚偽が認められ、申請条件を満たしていないことが判明したとき。

4) その他、指導医として不相当と認められたとき。

第 24 条（復活、再申請） やむをえない事情により取り消された技能指導医資格は審査の上復活を認めることがある。

2. 前条第 3 号によって取り消された者は原則として 5 年間再申請できない。

第 12 章 臨床肛門病技能認定制度の暫定措置

第 25 条 本学会技能認定制度の開始から 3 年間にわたる暫定措置として遡りの認定医、技能認定医、技能指導医を認定する。

第 13 章 認定医（遡り）の申請資格

第 26 条（申請資格） 認定医（遡り）の認定を申請する者は次の全ての条件を満たす必要がある。

1) 日本国医師免許証を有する。

2) 卒後 5 年以上で臨床肛門病研究会または本学会に 3 年以上所属していたこと。

第 14 章 認定医（遡り）の認定方法

第 27 条（申請方法） 認定医（遡り）申請者は次の各号に定める申請書類の正本一通およびそのコピー一通を技能認定制度委員会に提出し、手数料を納付する。

- 1) 認定医（遡り）申請書
- 2) 日本国の医師免許証（写）
- 3) 業績目録

第 28 条（審査） 技能認定制度委員会は毎年 1 回申請書類によって申請者の認定医（遡り）としての適否を審査する。

第 29 条（認定及び認定証の交付） 理事長は技能認定制度委員会の審査結果を受け、理事会の議を経て認定医（遡り）として認定し、その者に対して、認定医認定証を交付する。

2. 認定料を納付すべきものとする。
3. 認定証の有効期間は交付の日から 5 年とする。

第 15 章 認定医（遡り）の資格喪失

第 30 条（資格喪失） 次の各号に該当する者は技能認定制度委員会ならびに理事会の議を経て認定医（遡り）の資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付して認定医（遡り）としての資格を辞退したとき。
- 2) 本学会会員としての資格を喪失したとき。
- 3) 申請書に虚偽が認められ、申請条件を満たしていないことが判明したとき。
- 4) その他、認定医（遡り）として不適当と認められたとき。

第 31 条（復活、再申請） やむをえない事情により取り消された認定医資格は審査の上復活を認めることがある。

2. 前条第 3 号によって取り消された者は原則として暫定期間中の再申請はできない。

第 16 章 技能認定医（遡り）の申請資格

第 32 条（申請資格） 技能認定医（遡り）の認定を申請する者は次の全ての条件を満たす必要がある。

- 1) 本学会の会員であること。
- 2) 日本大腸肛門病学会の大腸肛門病専門医の資格を有すること。
- 3) 相応の診療実績と業績を有すること。

第 17 章 技能認定医（遡り）の認定方法

第 33 条（申請方法） 技能認定医（遡り）申請者は次の各号に定める申請書類の正本一通およびそのコピー一通を技能認定制度委員会に提出し、手数料を納付する。

- 1) 技能認定医（遡り）申請書
- 2) 日本国の医師免許証（写）
- 3) 診療実績および業績目録
- 4) 大腸肛門病専門医の認定証（写）

第 34 条（審査） 技能認定制度委員会は毎年 1 回申請書類によって申請者の技能認定医（遡り）としての適否を審査する。

第 35 条（認定及び認定証の交付） 理事長は技能認定制度委員会の審査結果を受け、理事会の議を経て技能認定医（遡り）として認定し、その者に対して、技能認定医認定証を交付する。

2. 認定料を納付すべきものとする。
3. 認定証の有効期間は交付の日から 5 年とする。

第 18 章 技能認定医（遡り）の資格喪失

第 36 条（資格喪失） 次の各号に該当する者は技能認定制度委員会ならびに理事会の議を経て技能認定医（遡り）の資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付して技能認定医（遡り）としての資格を辞退したとき。
- 2) 本学会会員としての資格を喪失したとき。
- 3) 申請書に虚偽が認められ、申請条件を満たしていないことが判明したとき。
- 4) その他、技能認定医（遡り）として不相当と認められたとき。

第 37 条（復活、再申請） やむをえない事情により取り消された技能認定医（遡り）資格は審査の上復活を認めることがある。

2. 前条第 3 号によって取り消された者は原則として暫定期間中の再申請はできない。

第 19 章 技能指導医（遡り）の申請資格

第 38 条（申請資格） 技能指導医（遡り）の認定を申請する者は次の全ての条件を満たす必要がある。

- 1) 本学会の会員であること。
- 2) 日本大腸肛門病学会の大腸肛門病指導医の資格を有すること。
- 3) 相応の診療実績と業績を有すること。

第 20 章 技能指導医（遡り）の認定方法

第 39 条（申請方法） 指導医申請者は次の各号に定める申請書類の正本一通およびコピー一通を技能認定制度委員会に提出し、手数料を納付する。

- 1) 技能指導医（遡り）申請書
- 2) 診療実績および業績目録
- 3) 大腸肛門病指導医認定証（写）

第 40 条（審査） 技能認定制度委員会は毎年 1 回申請書類によって申請者の技能指導医（遡り）としての適否を審査する。

第 41 条（認定及び認定証の交付） 理事長は技能認定制度委員会の審査結果を受け、理事会の議を経て技能指導医（遡り）として認定し、その者に対して技能指導医認定証を交付する。

2. 認定料を納付すべきものとする。
3. 認定証の有効期間は交付の日から 5 年とする。

第 21 章 技能指導医（遡り）の資格喪失

第 42 条（資格喪失） 次の各号に該当する者は技能認定制度委員会ならびに理事会の議を経て、技能指導医（遡り）の資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付して技能指導医（遡り）としての資格を辞退したとき。
- 2) 本学会会員としての資格を喪失したとき。
- 3) 申請書に虚偽が認められ、申請条件を満たしていないことが判明したとき。
- 4) その他、技能指導医（遡り）として不適当と認められたとき。

第 43 条（復活、再申請） やむをえない事情により取り消された技能指導医（遡り）資格は審査の上復活を認めることがある。

2. 前条第 3 号によって取り消された者は原則として暫定期間中の再申請はできない。

第 22 章 認定施設の申請資格

第 44 条（資格） 認定施設は原則として次の全ての条件を満たす必要がある。

- 1) 大腸肛門病を扱う病院あるいは医院である。
- 2) 肛門手術数が年間 200 例以上。
- 3) 技能指導医 1 名以上が常勤し、指導体制がとられている。
- 4) 手術例を NCD 登録していること。

第 23 章 認定施設の認定方法

第 45 条（申請方法） 認定施設を申請する診療施設の長は、次の各号に定める申請書類の正本一通およびそのコピー一通を技能認定制度委員会に提出する。

- 1) 認定施設申請書

- 2) 診療施設内容説明書
- 3) 常勤技能指導医の技能指導医認定証（写）
- 4) 手術例数のコピー（NCD 登録より）

第 46 条（審査） 技能認定制度委員会は申請書類によって申請診療施設の認定施設としての適否を審査する。

第 47 条（認定及び認定証の交付） 理事長は技能認定制度委員会の審査結果を受け、理事会の議を経て認定施設として認定し、その施設に対して認定施設認定証を交付する。

2. 本証の有効期間は 5 年とする。
3. 交付の日から 3 年を経た施設は更新の手続きがとれるものとする。

第 24 章 認定施設の資格喪失

第 48 条（資格喪失） 次の各号に該当する認定施設は、技能認定制度委員会ならびに理事会の議を経て、認定施設の資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付して、認定施設としての資格を辞退したとき。
- 2) 第 44 条に定められた認定施設としての条件が満たされなくなったとき。
- 3) その他、技能認定制度委員会が認定施設として不相当と認めたとき。

第 25 章 認定医、技能認定医、技能指導医、認定施設の更新

第 49 条（更新の期限） 認定医、技能認定医、技能指導医、認定施設は 5 年ごとの更新を必要とする。

第 50 条（更新資格） 認定医、技能認定医、技能指導医、認定施設の更新のためには、夫々、各号の条件を満たす必要がある。

- 1) 現在、認定医、技能認定医、技能指導医、認定施設である。
- 2) 認定医、技能認定医、技能指導医は本学会会員である。
- 3) 認定医、技能認定医、技能指導医は更新請求時から遡った過去 5 年間に施行細則第 64 条に定める更新条件を満たす。

第 51 条（更新方法） 更新申請者は、各認定の有効期間が満了する年の前年の 1 2 月 1 日から同月 3 1 日までの間に、次の各号に定める申請書類を技能認定制度委員会に提出し、認定医、技能認定医、技能指導医は手数料を納付する。

- 認定医：
- 1) 認定医更新申請書
 - 2) 過去 5 年間の診療実績一覧表
 - 3) 研修実績証明書類
- 技能認定医：
- 1) 技能認定医更新申請書
 - 2) 過去 5 年間の診療実績一覧表

- 3) 研修実績証明書類
- 技能指導医： 1) 技能指導医更新申請書
- 2) 過去5年間の診療実績一覧表
- 3) 研修実績証明書類
- 認定施設： 1) 認定施設更新申請書
- 2) 常勤技能指導医の技能指導医認定証（写）
- 3) 過去5年間の診療実績証明書類

第52条（更新の審査） 技能認定制度委員会は更新申請書類によって夫々の適否を審査する。

第53条（更新の認定および認定証の交付） 理事長は技能認定制度委員会の審査結果を受け、理事会の議を経て認定医、技能認定医、技能指導医として認定し、その者あるいは施設に対して、各認定の有効期限が満了する日までに夫々の更新申請に係る認定証を交付する。

第26章 細則への委任

第54条 本規則に定めるもののほか、技能認定制度に関する一切の事項は、技能認定制度委員会ならびに理事会が細則により定める。

第27章 規則の改正

第55条 この規則は技能認定制度委員会ならびに理事会の議を経て、総会の承認により、改正することができる。

- 付則
- 1. 本規則は2018年4月1日から施行する。
 - 2. 2018年6月3日改定
 - 3. 2021年9月11日改定
 - 4. 2024年3月16日改定